

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
第45回本部員会議（書面開催）

日時 令和4年1月28日（金）

次 第

議 題

- 1 まん延防止等重点措置の適用に伴う要請の一部変更について

現 行

飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

期間 1月27日(木)から2月20日(日)まで

対象 ①飲食店(宅配・テイクアウトサービスは除く)
②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等
⇒①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

1 営業時間の短縮要請
[認証施設]
営業時間を午前5時から午後9時までとしてください。(酒類の提供は可) 協力金: 4~11万円/日
[非認証施設]
営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。(利用者の持込を含む。) 協力金: 3~10万円/日
※大企業の場合: 1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円)
※中小企業もこの計算方法を選択可

2 利用者の人数制限 (対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし)
1テーブル4人以内にとしてください。

見直し案 (下線部が変更箇所)

飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

期間 1月27日(木)から2月20日(日)まで

対象 ①飲食店(宅配・テイクアウトサービスは除く)
②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等
⇒①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

1 営業時間の短縮要請
[認証施設]
営業時間を午前5時から午後9時まで(※)としてください。(酒類の提供は可) 協力金: 4~11万円/日
※通常の下線部の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設は、営業時間を午前5時から午後8時までとしてください。(1月28日(金)から)
[非認証施設]
営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。(利用者の持込を含む。) 協力金: 3~10万円/日
※大企業の場合: 1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円)
※中小企業もこの計算方法を選択可

2 利用者の人数制限 (対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし)
1テーブル4人以内にとしてください。